

令和3年9月30日
労働委員会事務局
担当者 福島
076-225-1881(内線)5766

石川県労働委員会が行っている「個別労働関係紛争処理制度」の 周知月間PRについて

○周知月間PRの概要

1 趣旨

労働委員会では、労働者個人と事業主との間に生じた、解雇やパワハラなどの労働に関するトラブルの解決をサポートする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会では、この制度のより一層の利用促進を図るため、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間として、集中的な周知・広報を実施しています。

今年度は主に、以下のような取組を行います。

2 実施期間

令和3年10月1日（金）から10月31日（日）までの1か月間

3 本県での主な取り組み

(1) 県広報媒体を利用したPR(新聞、テレビ、ラジオ等)

ラジオでのPR

- ・高木利定 石川県労働委員会会長（弁護士）が、電話インタビューで制度を説明
- ・10月8日(金)放送

(2) ワークセミナーの開催

- ・日 時 10月28日（木）13:30～16:00
- ・会 場 県庁行政庁舎11階 1102会議室
- ・講 演 「職場におけるハラスメント対策」
- ・講 師 石川県労働委員会会長代理（弁護士・弁理士） 松田 光代
- ・主 催 石川県労働企画課、石川県労働委員会、石川労働局、石川県人材確保・定住推進機構

(3) 総合労働相談会の開催

- ・日 時 10月20日（水）10:00～16:00
- ・会 場 石川県職業能力開発プラザ
- ・主 催 労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会(事務局：石川労働局)
- (参加機関) (金沢弁護士会、石川県社会保険労務士会、石川労働局、石川県労働企画課、石川県労働委員会、ほか関係機関で構成)

<お問合せ先>

石川県労働委員会事務局 電話076-225-1881
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/tiroui/index.html>

労働関係全般についてのご相談は
石川県職業能力開発プラザ 電話076-261-1400
〒920-0862 石川県金沢市芳斉1丁目15-15
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

ご利用について

利用できる方は？

- ・石川県内の事業所に勤務する（勤務していた）労働者、または使用者のどちらからでも申請できます。
- ・雇用形態（正社員・パート・派遣等）にかかわらず申請できます。

申請方法は？

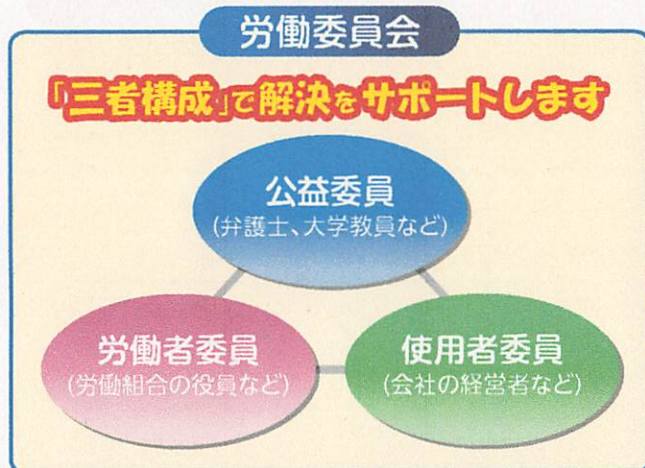
- ・申請書に必要事項（調整事項、トラブルの経緯など）を記入し、当労働委員会に提出して下さい。
- ※申請書は、できるだけご本人がご持参下さい。（事務局が事情をお伺いします。）
- ・申請書の用紙は、ホームページからダウンロードできます。
- ・申請書は、記入漏れ等を防ぐため、できるだけ事前にご相談下さい。

アクセスは？



石川県労働委員会とは

- ・労働委員会は、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成され、公平・中立な立場で、トラブルの解決をサポートする石川県の行政機関です。
- ・個別労働関係紛争のあっせんでは、経験豊かな公労使3人の委員が、労使間のトラブル解決に努めます。



- ・労働委員会では、個別労働関係紛争のあっせんのほか、労働組合と使用者の紛争解決（労働争議の調整、不当労働行為の審査）も行っています。

お問い合わせ先

石川県労働委員会事務局

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎18階
 tel 076-225-1881 fax 076-225-1882
 mail : ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページは⇒ [石川県労働委員会](#)

クリック

労使間のトラブルで悩んでいませんか？

～ 個別労働関係紛争のあっせん ～

秘密厳守 **職場のトラブル** **無料**
解決をサポートします



労働委員会

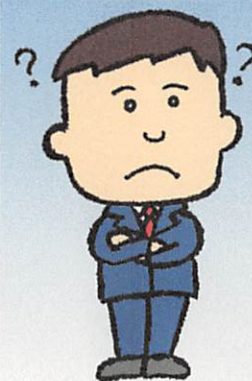
配置転換

解雇

パワハラ

給料引き下げ

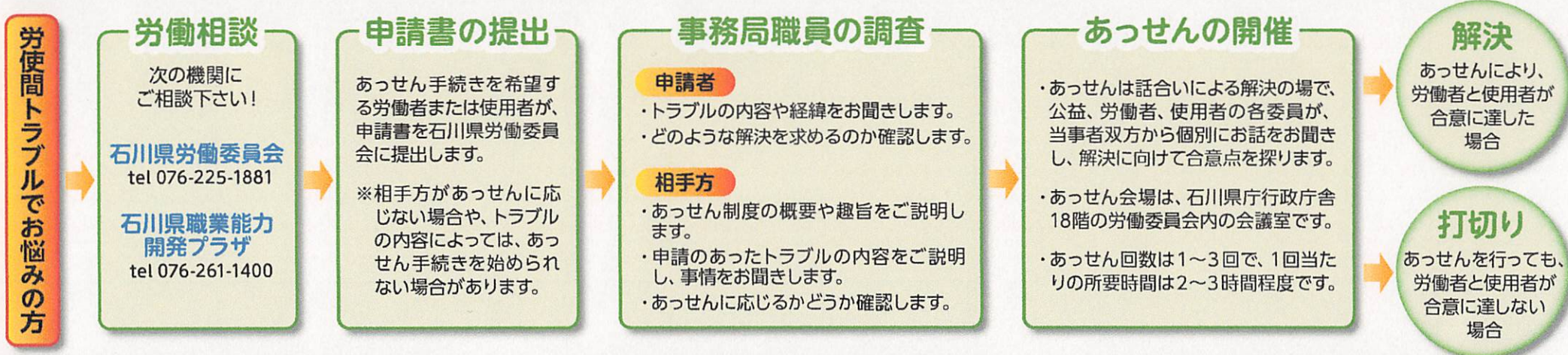
解決!



石川県労働委員会
 TEL 076-225-1881

公・労・使3人の委員が、公平・中立な立場で、 あなたの労使トラブルの解決をサポートします!

あっせん手続きの流れ



あっせんとは?

個々の労働者と使用者との間で生じた労働条件等をめぐるトラブルを、解決することをお手伝いする手続きです。

安心

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成による手厚い体制で、公平・中立な立場で対応します。

速い

迅速な処理に努めています。処理に要する期間として、申請から2ヶ月程度をお見込み下さい。

無料

手数料などは不要です。
注) ただし、弁護士等を依頼した場合の費用は自己負担となります。



どんなトラブルが対象?

労使間の労働条件等をめぐるトラブルが対象です。
例えば・・・

《使用者から》

- 突然、解雇を告げられた
- 一方的に、賃金や賞与が切り下げられた
- 正当な理由がないのに、雇止めされた
- パワハラを受けた
- 採用の際に提示された労働条件が実際と違う



《労働者が》

- 配転・出向命令に応じない
- 規定がないのに、退職金を求めてきた

Q & A

Q. 秘密は、守られるのでしょうか?

A. あっせんは、非公開で行われます。秘密は厳守しますので、ご安心下さい。

Q. あっせんでは、必ず解決できますか?

A. あっせんには法的な強制力はありません。相手方があっせんへの参加に応じない場合や、あっせんを実施しても合意しない場合は、あっせんは打ち切りとなり、解決しない場合もあります。

Q. 相手方と対面したくありません。可能ですか?

A. 当事者双方が別々の控室で待機しますので、双方が対面しないあっせんも可能です。

令和3年度ワークセミナー（第2回）のご案内

日 時

令和3年10月28日(木) 13:30~16:00

会 場

石川県庁行政庁舎11階1102会議室
金沢市鞍月1丁目1番地（裏面「会場案内図」参照）



内 容

◆第1部：講 演（13:35~14:25）

「職場におけるハラスメント対策」

石川県労働委員会

会 長 代 理

松田 光代 氏

◆第2部：解 説（14:35~15:45）

「高齢者雇用安定法の改正」

石川労働局職業対策課

課 長 補 佐

芳網 哲雄 氏

「個別労働関係紛争解決のための留意点」

石川労働局雇用環境・均等室

労働紛争調整官

大川 陽平 氏

対 象

企業の経営者、管理職、人事・労務担当者、労働者、一般希望者

定 員

50名（定員に達し次第、締め切らせていただきます）
※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、
開催方法の変更や延期等を行う可能性があります。

受講無料

【主催】石川県、石川県労働委員会、石川労働局、
石川県人材確保・定住推進機構

受講申込・お問い合わせ先

受講申込書にご記入のうえ、FAX又は郵送で下記までお申し込み
いただくか、必要事項を記入したE-mailでお申し込みください。

石川県商工労働部労働企画課

〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

ワークセミナー[10/28(木)開催]受講申込

勤務先・所属	(フリガナ)		
勤務先住所	(〒 -)		
(役職)			
参加者氏名	①	②	③
電話番号	() -	FAX 番号	() -

【お願い】新型コロナウイルス感染症対策の実施について

受講者の皆様に安心してセミナーに御参加いただくため、下記事項への御理解・御協力をお願いします。

- マスクの着用：マスクの着用をお願いします。（マスクは各自で御用意ください）
- 検温の実施：受付で検温を実施します。
（体温が37.5度以上の方は、受講を御遠慮いただくことがあります）
- 消毒の実施：会場入退場時、手指の消毒をお願いします。（受付に消毒薬を設置します）

会場案内図

石川県庁行政庁舎11階 1102会議室

〒920-8203 石川県金沢市 鞍月1丁目1番地

TEL:076-225-1531（労働企画課 直通）



※上図の★は車いす対応駐車場です

【県庁へのアクセス map】



- 【交通のご案内】
- ・バス：北鉄バス「県庁前」下車（JR金沢駅 金沢港口（西口）より約10分）
 - ・タクシー：JR金沢駅 金沢港口（西口）より約8分

※ このセミナーの受講により石川県民大学校（教養講座）の単位を修得できます。

無料

総合労働相談会

10月20日(水曜日)

秘密厳守

10:00~16:00

電話相談を推奨しています

電話：076(261)1400 (当日の来所予約可)

場所：職業能力開発プラザ
(金沢市芳斉1丁目15番15号)

※ 相談会に関する 前日までの問合せは、076-265-4429
(石川労働局雇用環境・均等室)へお願いします。

【注意】 相談は、労働問題に限ります。

- ※ 多数の専門機関が参加しますので、相談内容に適した相談が受けられます。
- ※ 複数の機関にまたがる相談内容でも、まとめてお答えします。
- ※ 企業の方からの相談にも応じられます。

パートは育児休業が
取れないと言われた

社会保険の加入手続
をしてくれない

職場でパワハラを受けているが、
会社が何も対応してくれない



コロナを理由に勤務日数
と勤務時間を減らされた

コロナで仕事がなくなり、
退職を強要された

一方的に、労働条件
を下げられた

《参加機関》 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会加入団体

金沢弁護士会、石川県司法書士会、石川県社会保険労務士会、
日本司法支援センター石川地方事務所(法テラス石川)、
日本労働組合総連合会石川県連合会(連合石川)、(一社)日本産業カウンセラー協会、
勤労者退職金共済機構、石川県商工労働部労働企画課、石川県労働委員会、石川労働局